

船橋市消防局障害者活躍推進計画

令和2年4月1日
船橋市消防局長

1 策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律等が改正されたことにより、障害がある人の活躍の場を拡大させる措置として、厚生労働大臣が定めた障害者雇用対策基本方針に基づき作成された障害者活躍推進計画作成指針に即して、国及び地方公共団体の各任命権者に「障害者活躍推進計画」を作成することが義務付けられた。

障害がある人の全てが能力を有効に発揮できるような体制整備については、雇用の有無にかかわらず、組織を挙げて取り組んでいくことが重要である。

ついては、ここに「船橋市消防局障害者活躍推進計画」を策定し、障害がある人の活躍を持続的に推進するとともに、目標達成に向け取り組んでいく。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年間

3 障害者雇用に関する課題

船橋市消防局においては、職務の特性から、これまでに試験区分を障害者に限定した募集は行っていない。

また、これまで、疾病又は事故等により障害者(以下、「中途障害者」という。)となった職員はおらず、組織的な体制整備は特に行っていない。

しかしながら、今後、在職中の職員が中途障害者となり、障害により従来業務遂行が困難となった場合を想定して、障害のある職員がその能力を十分に発揮できるような組織的な体制整備を行っていくとともに、職員一人ひとりの障害者の活躍推進に関する見識を深めていくことが必要である。

4 目標

- (1) 在職中の職員が中途障害者として障害を持つ職員となった場合を想定して組織の体制を整備していく。
- (2) 職員一人ひとりの障害者の活躍推進に対する見識を深める。

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制の整備

- ① 障害者雇用推進者として人事主管課長を選任する。
- ② 職員が中途障害者となった場合には、障害に関する相談窓口を設定し、職員に周知する。
- ③ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
- ④ 職員に対し、障害に関する理解促進のための研修を積極的に受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が中途障害者となった場合は、労働局及び市長事務部局人事主管課に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達促進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。